

新潟県の重点要望
要望書

令和8年6月9日

新潟県知事 花角 英世

目 次

	要望書頁
1 防災・減災、国土強靱化対策の着実な推進	1
2 農山漁村の活性化及び防災・減災対策の強化等に必要な予算確保と制度拡充	4
3 道路除雪費に係る国庫支出金の総額確保と冬期道路交通の確保に向けた取組の推進等	7
4 民家・民地の除排雪体制整備への更なる支援強化等	10
5 離島航路の活力維持	12
6 並行在来線を含むローカル鉄道等の維持・確保等	14
7 地域医療提供体制の確保に向けた対応等	17
8 医師少数県の医師不足解消に向けた抜本的な制度改革	20
9 持続可能な周産期医療の確保などに向けた支援の充実	27
10 持続可能な水田農業の実現による食料安全保障の確保	31
11 柏崎刈羽原子力発電所における安全対策の徹底及び実効性のある原子力防災対策の構築等	34

防災・減災、国土強靱化対策の着実な推進 について

県民生活の安全と安心に直結する防災・減災対策や、インフラ施設の老朽化対策を重点的かつ着実に実施できるよう、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき国土強靱化に必要な予算を例年以上の規模で確保するとともに地方の実情に応じ、地方財政措置の拡充などにより更なる負担軽減を図ること。

加えて、改正国土強靱化基本法を踏まえ、中長期的かつ明確な見通しの下、近年の物価高等に対応しつつ、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、必要な予算を通常予算とは別枠で当初予算として別枠で確保するとともに、今後、これまで毎年度補正予算で組まれていた事業について、当初予算で措置される際は、これまでの補正予算並みの地方財政措置を講じる等、有利な地方財政措置を継続するなど十分に配慮すること。

本県が目指す「住んでよし、訪れてよしの新潟県」を実現するためには、県民生活の安全と安心を確保することが何よりも大切である。

近年、気候変動の影響により自然災害が激甚化・頻発化するなか、事前防災及びインフラの予防保全の徹底、ハード・ソフト両面での対策強化が重要であり、自然災害に対するリスクを最小化する危機管理投資として、国の「第1次国土強靱化実施中期計画」などによる有利な予算を最大限活用し、防災・減災、国土強靱化対策を進めているところである。

令和6年1月の能登半島地震や近年の大雨においても、耐震対策や治水対策などの、これまでの取組により被害を回避・軽減する効果が確認されたことから、防災・減災の重要性を改めて認識したところである。

しかしながら、本県は、河川の改修率は約5割、土石流や地すべりなどの土砂災害警戒区域の整備率は約3割にとどまるなど、

未だ不十分な状況となっている。

また、建設後 50 年を超える管理施設も多く、厳しい自然環境からインフラ施設の老朽化も急速に進行している。

このため、県民の命と暮らしを守るための治水・土砂災害対策等の防災・減災対策や老朽化対策は、引き続き本県における重要な課題である。

更に、全域が豪雪地帯である本県では、近年、県内各地で記録的な短期間集中的降雪により災害級の豪雪に見舞われ、大規模車両滞留の発生により、物流機能が一時低下し、県民の日常生活や社会経済活動に多大な影響を及ぼしたところである。

特に、本県の道路改良率は約 7 割であり、全域が豪雪地帯である 10 道県の中でも最下位となっていることから、冬期における安全・安心な道路交通を確保するための雪対策や、積雪寒冷地域特有の対応についても重点的に取組を進める必要がある。

一方、本県では、度重なる大規模な災害に見舞われたこと等により令和 4 年度決算において起債許可団体となったことから、近年の物価高や人件費の高騰による影響が懸念される中、公債費負担適正化計画で定めた実負担上限額の範囲内で必要な事業量を確保するためには、「第 1 次国土強靱化実施中期計画」などによる有利な予算の積極的な活用が必要不可欠である。

これらの状況を踏まえ、以下のとおり要望する。

○ 防災・減災、国土強靱化対策の着実な推進

- ・ 防災・減災対策やインフラ施設の老朽化対策を重点的かつ着実に実施できるよう、国土強靱化対策に必要な予算を物価高や賃金水準の状況を十分に踏まえ例年以上の規模で確保すること。
- ・ 冬期における安全・安心な道路交通を確保するため、引き続き、雪寒事業や凍結融解の影響など積雪寒冷地域特有の舗装損傷への対応について財政措置を講ずること。
- ・ 厳しい自然環境等の地域特性を踏まえ、社会資本整備総合交付金等における要件緩和や国費率のかさ上げ、地方財政措置の拡充などによる更なる負担軽減を図ること。
- ・ 未だ不十分な治水・土砂災害対策やインフラ老朽化対策等の地方の実情や改正国土強靱化基本法を踏まえ、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化を推進し、その他の事業についても着実な推進が図られるよう、国

土強靱化対策に必要となる予算を補正予算ではなく、当初予算において別枠で確保するとともに、今後、これまで毎年度補正予算で組まれていた事業について、当初予算で措置される際は、これまでの補正予算並みの地方財政措置を講じる等、有利な地方財政措置を継続するなど十分に配慮すること。

- 令和8年度末に期限を迎える「公共施設等適正管理推進事業」等、有利な地方財政措置を継続すること。

(内閣官房国土強靱化推進室)

(国土交通省)

(総務省自治財政局)

(財務省主計局)

農山漁村の活性化及び防災・減災対策の強化 等に必要なる予算確保と制度拡充について

食料の安定供給を担い、多面的機能を発揮する農山漁村地域の維持発展を図るため、農業農村整備事業等の安定的な予算確保や地方財政に配慮した制度拡充を行うこと。

本県が引き続き食料供給基地としての役割を果たすとともに、農山漁村地域が豊かな自然環境や県土の保全といった多面的機能を発揮し、地域活性化や人口流出防止等を図るためには、農山漁村地域の維持発展に資する農業農村整備事業等の実施が必要である。

本県の担い手が将来展望を持って経営できる農業の展開を実現するためには、生産性の向上や園芸・高収益作物導入を可能とする農地整備が急務となっており、その推進は食料自給率向上にも資するものである。

また、本県の基幹的な農業水利施設や治山施設、漁港・海岸保全施設等は、地域の生産活動を支えるだけでなく、住宅地の浸水被害防止や土砂流出の抑制、波浪・高潮被害の防止の役割も果たし、県民の安全・安心な暮らしの確保に大きく寄与している。

しかしながら、これらの施設では老朽化が進行しており、計画的に維持補修等を行う長寿命化対策が必要となっているとともに、激甚化・頻発化する災害に備えるため、低平地の湛水対策をはじめ、国土強靱化、防災・減災対策の強化も求められている。

これらの事業を着実に実施していくためには、国において、

予算を安定的に確保するとともに、厳しい地方財政の現状に配慮し、地方負担軽減に資する国庫補助事業や地方財政措置等の制度拡充・創設を行う必要がある。

以上を踏まえ、以下のとおり要望する。

- 1 農業農村整備事業や治山事業、水産基盤整備事業、海岸事業が着実に実施できるよう、国土強靱化実施中期計画の推進に必要な予算・財源を確保し、当初予算で計上すること。

加えて、T P P等関連補正予算を引き続き措置すること。

- 2 地域の担い手が将来展望をもって経営できる農業展開の実現を図るとともに、厳しい地方財政状況の下でも必要な事業が進められるよう農業農村整備事業等に係る地方公共団体及び農業者等の負担を軽減するため、以下のとおり要望する。

- ・ほ場整備事業における園芸等の高収益作物の導入・拡大に関する支援制度の充実
- ・ほ場整備における暗渠排水工事の適債工種化など地方財政措置の対象範囲拡大
- ・基幹的農業水利施設のうち約6割が標準耐用年数を超える中、老朽化対策に必要な予算確保と地方財政措置の拡充
- ・土地改良区が安定的な運営を行うため、農業水利施設の維持管理に係る費用への支援制度の拡充並びにエネルギー価格高騰の影響を受けにくい農業水利施設及び農業水利システムへ転換するための支援制度の拡充

- 3 豪雪地帯の本県は工事期間が限られているため、農山漁村地域整備交付金制度においても、補正予算の措置や国庫債務負担行為（ゼロ国債）の活用など早期着手できる制度の構築を行うこと。

- 4 漁業関係者から要望の多い漁港機能増進事業について、必要な予算を確保すること。

(農林水産省大臣官房)
(農林水産省農村振興局)
(農林水産省林野庁)
(農林水産省水産庁)
(総務省自治財政局)

道路除雪費に係る国庫支出金の総額確保と 冬期道路交通の確保に向けた取組の推進等 について

- 道路除雪費に係る国庫支出金総額を確保するとともに、除雪関連作業に対する地方負担の軽減を図ること。
- 高速道路及びそれに並行する国道において、地域の実情を踏まえた冬期道路交通の確保に向け、通行止めを発生させない事前対策の更なる充実と、早期規制解除に向けた集中除排雪体制の強化を推進すること。
- 持続可能な除雪体制の構築に向け、ICT等を活用した新技術を地方自治体が早期に導入できるよう、技術開発をより一層推進するとともに、新技術の普及拡大に向けた取組の更なる充実と財政支援を図ること。

本県は、全域が豪雪地帯に、また県土の約70%が特別豪雪地帯に指定されており、県、市町村では、ともに冬期間の安全・安心な住民生活の確保及び経済活動の維持のため、雪対策に全力で取り組んでいる。

しかしながら、近年頻発化する記録的な集中降雪により、通常の除雪に加え、道路幅員の確保や雪壁の崩落防止を目的とする排雪作業が必要となることや、労務費や資機材費用等の高騰の影響に伴い、除排雪費が増加傾向にある。

このような状況において、冬期道路交通を確保する除排雪作業を地方が躊躇なく実施するためには、十分かつ安定的な国の予算が必要である。

加えて、高速道路及びそれに並行する国道における大雪時の交通確保や、持続可能な除雪体制の構築に向けた取組につい

て、引き続き関係者が連携を強化して進める必要がある。

以上のような豪雪地帯の地方自治体の現状を踏まえ、以下のとおり要望する。

1 道路除雪費に係る国庫支出金の総額確保と地方負担の軽減

- 道路除雪費について、十分な配分が継続されるよう、雪寒法に規定される補助率2/3を充足する国庫支出金総額を確保すること。
- 市町村における道路除雪費の交付金においては、必要額を確保するとともに、豪雪となった場合にはこれまでと同様、臨時的な財政支援を図ること。
- 除排雪作業時に支障となり、また除雪作業等により損傷しやすい防護柵等、道路施設の撤去・設置等の作業は、除雪に関連して必要となる作業であることから、これら除雪関連作業に対する地方負担の軽減を図ること。
- 雪寒地帯等の道路除雪等に関する特別な財政需要に配慮した特別交付税の配分を行うこと。

2 冬期道路交通の確保に向けた取組の推進

高速道路及びそれに並行する国道では、強い降雪に伴い事故等の発生のおそれがある場合等に同時通行止めを実施しているが、このような通行止めは県民生活と経済活動に与える影響が大きい。

このことから、地域の実情を踏まえた冬期道路交通の確保に向け、除雪機械の増強やスタック発生箇所における融雪施設の設置等による除雪体制の強化など、通行止めを発生させない事前対策の更なる充実を図るとともに、やむを得ず通行止めを実施した場合は、早期の規制解除に向けた集中除排雪体制の強化などについて、関係機関と連携して取組を進めること。

3 持続可能な除雪体制の構築

除雪オペレータの担い手不足の状況下でも持続可能な除雪体制の構築を可能とするため、ICT等を活用した新技術を地方自治

体が早期に導入できるよう、除雪作業の効率化・省人化に向けた自動化や安全性向上の技術や、新たな融雪施設の開発をより一層推進するとともに、新技術の普及拡大に向けた取組の更なる充実と財政支援を図ること。

(国土交通省大臣官房)

(国土交通省道路局)

(総務省自治財政局)

(財務省主計局)

民家・民地の除排雪体制整備への更なる支援強化等について

- 豪雪地帯安全確保緊急対策交付金等の支援については、地方自治体の意見を聞きながら、不断の見直しを行い、事業期間の制約をなくすことや、既存事業も対象とするなどの改善を図るとともに、十分な予算額を安定的に確保・拡充すること。
- 雪下ろし事業者の確保対策を豪雪地帯安全確保緊急対策交付金の支援対象に加えるなど、深刻な担い手不足への対策を強化すること。
- 克雪技術の開発について、国が民間企業の参入を促進するなど、率先して研究・開発・普及を推進するとともに、補助率を引き上げるなど地域の取組を促進させること。

本県をはじめとした全国の豪雪地帯では、令和7年度に豪雪による災害救助法適用自治体数が過去最多となるなど、集中的な豪雪が頻発していることに加え、人口減少・高齢化の進行に伴い除排雪の担い手不足が深刻化する中で、高齢者を中心として雪下ろしなど除排雪作業中の死傷事故が多数発生するなど、住民の安全・安心が大きく低下する事態が生じている。

国においても、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金により、除排雪に伴う死傷事故防止に向けた地域の取組に対して支援いただいているところであるが、除排雪支援を要する要援護世帯の増加、地域の共助体制のせい弱体化、空き家の増加、雪下ろしを担う事業者の不足など、豪雪地帯における民家・民地の除排雪を取り巻く状況は一層深刻化している。

こうした課題を解決していくためには、豪雪地帯対策特別措置法に基づき、国と自治体とが連携して対策強化に取り組む必要がある。

- 豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる社会の実現を図るため、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金等の支援については、地方自治体の意見を聞きながら、不断の見直しを行い、事業期間の制約をなくすことや、既存事業も対象とするなどの改善を図るとともに、十分な予算額を安定的に確保・拡充すること。

- 雪下ろし事業者の確保対策を豪雪地帯安全確保緊急対策交付金の支援対象に加えるなど、深刻な担い手不足への対策を強化すること。

- 深刻な担い手不足や死傷事故発生の抜本的解決に向けて、除排雪の安全設備・装備や、自動化・省力化等につながる克雪技術の開発について、国が民間企業の参入を促進するなど、率先して研究・開発・普及を推進するとともに、補助率を引き上げるなど地域の取組を促進させること。

(国土交通省総合政策局)

(国土交通省国土政策局)

(財務省主計局)

離島航路の活力維持について

人口減少を背景とした利用者の伸び悩みや昨今の燃料費や人件費等の高騰により、厳しい経営環境にある中、船舶老朽化に伴う影響が懸念される離島航路の維持・確保を図るため、必要な支援策を講じること。

- 離島航路の維持・確保及び船舶更新に対する支援の拡充
- 離島航路を安定的に維持するための強力な財政支援

本県には、佐渡島及び粟島の離島航路があり、いずれも島民の足として、また、観光振興の面からも重要な役割を担っているが、人口減少の影響もあり、利用者はピーク時の半分以下に落ち込んでいる。さらに、昨今の燃料費や人件費等の高騰により、航路維持に向けて様々な経営改善を行っているものの、厳しい経営状況が続いている。また、船舶の老朽化が進行する一方で船価が高騰しており、安定した航路の維持に向けては、航路事業者の船舶更新への負担の軽減を一層図ることが必要である。

社会資本として必要不可欠な国道などと同様、離島航路も重要な交通手段であり、安定運航のためには、日々の経営や船舶更新に対する支援の拡充が必要である。

このため、以下を要望する。

1 離島航路の維持・確保に対する支援の拡充

「地域公共交通確保維持改善事業」における支援に当たっては、標準的な収支を前提とした画一的な算定だけでなく、運航事業者の厳しい経営状況を踏まえ、航路収支の実態に基づいた的確な助成措置を講じるとともに、持続可能な航路維持に向け十分な予算を確保すること。

また、地方自治体が行う離島航路維持のための取組に対しては、必要な財政需要を的確に算定し、安定的な財政運営に必要な特別交付税を確実に配分すること。

2 船舶更新への支援の拡充

現行の離島航路構造改革補助による船舶更新に対する補助率の引き上げとともに、安定的な運航の継続性が損なわれると見込まれる場合は黒字航路も支援の対象とすること。

また、離島航路を就航する船舶について、J R T Tとの船舶共有建造制度を活用する場合、適用利率を引き下げること。

加えて、地方自治体が船舶建造等を補助する場合の財政支援制度を拡充すること。

(国土交通省総合政策局)

(国土交通省海事局)

(総務省自治財政局)

(内閣府総合海洋政策推進事務局)

並行在来線を含むローカル鉄道等の維持・確保等について

地域の暮らしや経済活動を守るため、並行在来線を含むローカル鉄道等の路線の維持・確保や、利便性向上等について、必要な措置を講じること。

並行在来線を含むローカル鉄道等については、人口減少や自動車へのシフト等により、経営環境が悪化していることから、地域住民の生活や観光等の経済活動を支える路線の維持・確保や利便性向上等に向けた対策を講じる必要がある。

このため、以下を要望する。

1 被災したローカル鉄道の復旧に対する支援等について

近年、豪雨等の自然災害が激甚化・頻発化し、全国各地のローカル鉄道が被災しており、本県においても、JR米坂線が令和4年8月の大雨で被災し、未だに復旧に向けた着工が行われていない。

被災した路線の復旧にあたっては、現行の民間鉄道復旧補助制度では、地方負担が前提とされ、財政的な負担が大きいことから、国庫補助金の充実や大規模災害時の地方負担に対する災害復旧事業債の活用など財政支援の拡充を行うこと。

また、鉄道路線を維持するため、やむを得ず事業構造の変更を行い、地方自治体に路線の維持など新たな負担が生じる場合は、将来にわたって安定的に維持確保できるよう、路線の維持や運営費用に対する財政支援を行うこと。

加えて、鉄道の維持管理コストを縮減し、持続可能で安定した運行を確保していくため、鉄道の軽量化や自動運転等の新たな技術の活用や、維持管理費の低減に資する新技術につ

いて開発を進めること。

2 ローカル鉄道の鉄道ネットワークとしての存続・機能強化等について

地域の基幹的な公共交通を支えるローカル鉄道のあり方については、大量輸送機関の観点のみで議論するのではなく、国において、国鉄改革の経緯を踏まえた上で、国土の骨格となるような広域鉄道ネットワークの範囲とその考え方、ローカル線の維持に関する内部補助の考え方について示すこと。

その上で、JRにより鉄道ネットワークが維持されるよう、JRと国において、費用負担を含め、実効性のある適切な措置を講じること。

また、JRが鉄道を維持しない場合、他の交通モードに対するJRの関りについての明確なルールがないことから、これまでJRが担ってきた地域交通ネットワークの維持・確保に対する責務を踏まえ、その負担を地方に安易に転嫁することがないように、国においてJRの責務のあり方を示すとともに、JRを指導すること。

3 第三セクター鉄道会社等に対する支援予算の確保

えちごトキめき鉄道や北越急行の第三セクター鉄道会社については、地域の暮らしと経済を守る重要なインフラであることから、車両検査や車両修繕も含め、「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」や「インバウンド対応型軌道車両整備事業」を通じて、十分かつ確実な予算の確保を図ること。

また、固定資産税負担の更なる軽減措置とともに、赤字補填・運営費助成など、従来のスキームを超えた強力な対策を講じること。

さらに、持続可能な路線の維持・確保のため、電気、通信等における「ユニバーサルサービス」の鉄道事業への応用など、利用者全体で鉄道ネットワークを支える仕組みを創設すること。

4 貨物鉄道が走行する並行在来線への支援の拡充等

えちごトキめき鉄道をはじめ、全国の貨物鉄道が走行する並行在来線の線路使用料において、貨物列車の運行のために必要な設備修繕の負担割合の算定方法を電化設備（電化柱等）についても変電所と同様に見直すこと。また、大規模設備更新を行う場合は、並行在来線を運営する鉄道会社に、貨物のための投資で資金繰りに過剰な負担が生じないように初期投資に対する貸付金制度を創設すること。

大規模設備更新のうち、特に変電所等の電化設備の更新は、並行在来線を運営する鉄道会社の旅客運行のためではなく、全国の貨物鉄道ネットワークの維持に寄与するものであることから、変電所更新等に対する支援（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）の見直しを図ること。

また、並行在来線の持続可能な運営のため、JRからの経営分離に伴い引き受けた過大となっている設備のスリム化に要する経費について、支援制度を創設すること。

(国土交通省鉄道局)
(総務省自治財政局)

地域医療提供体制の確保に向けた対応等について

病院における安定的な経営基盤を確保するため、物価高騰等の社会情勢の変化が適時適切に反映される仕組みを診療報酬制度に組み込むとともに、令和8年度診療報酬改定の影響等を踏まえた更なる対応や政策医療に係る地方財政措置の拡充、離島や豪雪地帯の実態に即した財政支援及び医療DXへの投資に係る財政的・制度的支援を講じること。

新潟県においては、人口減少や少子高齢化の急速な進行に加え、豪雪地帯である中山間地域や離島を含めた広大な県土を抱える地理的条件の下、限られた医療資源で地域医療を維持、確保していく必要がある。このため、目指すべき医療提供体制の大枠の方向性を示した「地域医療構想の実現に向けたグランドデザイン」に沿って、各圏域の関係者と医療再編に向けた協議、検討を重ねているところである。

持続可能な医療提供体制を構築し、県民の生命と健康を守るためには、各地域の病院における安定的な経営基盤の確保が不可欠であるが、病院を取り巻く経営環境が厳しさを増し、エネルギー価格や医療材料費、委託費等の高騰など、物価高騰や人件費上昇の影響が病院経営を大きく圧迫している。

こうした状況に対し、現行の診療報酬体系では、物価高騰や人件費上昇等の外的要因による経費増を迅速かつ的確に反映できておらず、多くの医療機関において、診療報酬のみでは必要な経費を賄うことが困難な状況が生じている。

令和8年度診療報酬改定においては、全体としてプラス改定が行われ、医療提供体制の維持や医療従事者の処遇改善に一定の配慮がなされたところであるが、地域の特性や病院の規模・

機能ごとに状況は異なることから、特に、人口減少が進み、患者数や医療資源の減少、医師偏在といった構造的課題を抱える地方において、診療報酬改定の効果が実際に病院経営の改善や医療従事者の処遇改善、地域医療の維持につながっているかについては、丁寧な検証が必要である。

また、地域医療構想に基づく医療再編を進めていく上では、機能分化や機能転換の過程において、地域医療構想を推進するための十分な支援が求められる。加えて、離島やへき地における医療や、不採算・特殊部門に関わる医療など、民間が担うことが困難な政策医療については、引き続き、公立・公的病院において確保する必要がある。

さらに、効率的で質の高い医療を提供していく上では、医療DXの推進が重要になる。電子カルテをはじめとする医療情報システムの改良や更新、サイバーセキュリティ対策、病院間の情報連携等は、医療の質や安全性の向上、業務効率化、人材不足への対応に資するものであるが、これらに要する費用は多額であり、地方の病院にとって経営上の極めて大きな負担となっている。必要な投資が十分に行えない場合、医療の質の低下や地域医療の弱体化につながりかねない。

1 病院の安定的な経営確保のために必要な対応

近年の物価高騰や人件費上昇に対応できるよう、社会情勢の変化が適時適切に反映される仕組みを診療報酬制度に組み込むこと。

また、令和8年度診療報酬改定の影響や病院の経営状況について、国において継続的に把握・検証を行い、その結果を踏まえ、必要な場合には、2年ごとの改定を待つことなく、さらなる対応や支援を行うこと。

離島やへき地における医療や、不採算・特殊部門に関わる医療など、いわゆる政策医療に係る交付税措置の単価を増額するなど、地方財政措置を拡充すること。

特に、離島においては、他地域へのアクセスが物理的に制限されているため機能の集約化には限界があり、一定の医療機能の維持が必要である一方、人材確保や医療機器の輸送などに追加費用を要することから、へき地等を対象とする国の補助制度

において、離島の医療機関については、補助事業の新設や、既存事業の補助率の嵩上げ、加算の新設など支援を拡充すること。

さらに、豪雪地帯及び特別豪雪地帯の病院では、除排雪その他冬季特有の恒常的な経費が発生しているが、これらの経費は従来、一般的な施設維持経費として処理されてきたため、国の運営費補助の基準額において明示的に評価されていない。加えて、近年の物価高騰や人件費の上昇等の影響もあり、経営上の負担が一層増大している。このため、政策医療を担う病院に対する運営費補助について、豪雪地帯及び特別豪雪地帯における冬季特有の経費を適切に反映する寒冷地加算を補助基準額上明示的に設けること。

2 病院における医療DXへの投資に係る対応

医療DXの一環として、国においては、2030年までに概ね全ての医療機関への電子カルテ導入を目指しているところであるが、今後、導入・普及を目指すにあたり、特に、病院における維持管理や更新費用等が多額となっている背景や要因等を検証し、実態に応じた負担軽減策を講じるとともに、電子カルテの標準化をはじめとする国策上の必須対応部分については、経営主体を問わず、適切な投資が着実に行われるよう、必要な財政的・制度的支援を講じること。

(厚生労働省医政局)
(厚生労働省保険局)
(総務省自治財政局)
(財務省主計局)

医師少数県の医師不足解消に向けた抜本的な制度改革について

医師少数県における医師不足や医師の地域偏在を解消するための実効性のある偏在対策につながる抜本的な制度改革を進めるとともに、医師少数県における医師確保対策等への財政支援の拡充を図ること。

国が示した医師偏在指標において、本県は全国第 44 位の医師少数県とされており、医師不足は極めて深刻な状況にある。

本県の一人当たり医療費は全国最低水準であり、国全体の医療費適正化に貢献している一方で、医師の養成・確保については自らの財政負担により、できうる限りの努力を行っているが、医師不足や医師の偏在の解消には至っていない。

こうした地方の医師不足の背景には、現在の国の医療制度と経済社会の東京一極集中という構造的な問題があることから、現行の制度・枠組みの下では、地域医療の確保には限界がある。

医師少数県における医師不足、医師の偏在を抜本的に解消していくためには、制度的対応など国でなければできないことも多いことから、国が主体的に全国の医師偏在を解消するための実効性のある偏在対策につながる抜本的な制度改革を行う必要がある。

また、医師少数県における医師確保対策を強力に支援するための財政支援を早急に講じる必要がある。

併せて、医師が不足している本県において、新興感染症が大規模に蔓延した場合、医師への負担が増大することにより、感染症対応だけでなく、地域医療提供体制の維持に影響が出るこ

とが懸念されることから、平時に必要とされる医師の確保のみならず、感染症への対応も見据えた医師を確保する仕組みづくりが必要である。

1 国による医師偏在解消に向けた実効性のある対策

○ 真に実効性のある「医師偏在是正に向けた総合的な対策パッケージ」の具体的な取組の実施

「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」の本格実施に向け、真に実効性のある制度とするとともに、重点医師偏在対策支援区域における経済的インセンティブ事業に係る都道府県負担に対して確実に特別交付税の配分を行うこと。

○ 医学部臨時定員増措置の延長

医学部臨時定員増の枠組みについては、令和9年度末まで1年間延長されたものの、令和9年度の医学部総定員については、地域の実情等に配慮しつつも、全体として削減が図られる方向が示された。

しかしながら、医師偏在は依然として解消されたとはいえず、とりわけ医師不足が深刻な医師少数県においては、医師増加ペースの見直しが医師採用数の減少に直結するおそれがある。

このため、医学部定員の見直しについては、医師少数県は県外大学との連携等による臨時定員地域枠の増設を認めるなど、偏在是正に資する運用とするとともに、医師の地域偏在の是正に真に実効性のある対策と一体的に進めること。

○ 地域枠の拡大に伴う支援等

臨時定員増による地域枠拡大に伴い、大学医学部は設置基準に基づく専任教員の増員や、教室等の施設整備・実習室等の設備整備などが必要となるが、国立大学法人に対する国立大学法人運営費交付金において、必要な経費を全てまかなえる状況にはないことから、地域枠拡大に伴う専任教員の増員や施設・設備の整備に係る必要な経費に対する国立大学法人

運営費交付金の拡充を図ること。

また、国は、地域枠及び地元出身者枠の恒久定員内への設置について、積極的に大学と調整を行うことを求めているが、恒久定員内への地域枠等の設置を促進するため、大学の教育体制の確保や負担軽減のための財政支援である「大学における恒久定員内地域枠設置促進事業」を継続・拡充すること。

併せて、医師多数都道府県（以下「医師多数県等」という。）に所在する大学であっても、医師少数県の取組に協力している場合は評価する必要があることから、医師少数県のための地域枠を設ける大学については、恒久定員を減員しないことや特段の財政支援などの対応を行うこと。

○ 医師の地域偏在解消に向けた臨床研修制度の見直し

研修修了後の定着率が高い臨床研修医の確保は、医師少数県にとって喫緊の課題である。令和6年3月に医師臨床研修部会から、臨床研修制度見直しに係る報告書が示されたが、地域医療の安定的な確保に向けて、次のような都市部への集中を是正する抜本的な対策を講じること。

- ・ 早期に大都市部における募集定員を大幅に減少させ、募集定員を研修対象者数と同程度にすること。
- ・ 各都道府県の募集定員上限に係る激変緩和措置については、令和7年度の募集定員上限の算定から縮小することとされたが、激変緩和措置の対象となる都道府県の募集定員上限が減少していくよう確実に実施すること。
- ・ 令和8年度以降実施される「臨床研修広域連携型プログラム」については、プログラムの円滑な構築を支援するとともに、実施状況を見ながら対象定員数の拡大など必要な見直しを行うこと。

さらに、臨床研修の質の向上を図るためには、臨床研修病院における指導環境の整備が必要であることから、都市部の派遣元病院や、指導医として派遣される医師本人にインセンティブを付与するなど、都市部か

ら地方へ臨床研修指導医が派遣される仕組みを構築すること。

- ・ 例年、申請額に対して7割程度の交付実績となっている臨床研修費等補助金（医師）について、十分な予算を確保し、申請額どおり交付すること。

○ 医師少数県に配慮した実効性を伴う専門研修制度の運用

臨床研修病院をはじめとする関係者と一体となった取組により、臨床研修医確保は着実に成果が上がってきており、今後、専攻医としての定着が課題となる一方で、現在、専攻医募集定員に係るシーリングについては、激変緩和措置がとられており、専攻医が大都市部に集中していることから、一人当たりの症例数をみると地方と都市部で大きな差があるなどの課題がある。

令和8年度のシーリングの仕組みとして、特別地域連携プログラムがシーリングの枠内に設定されるなど、一定の見直しが行われたものの、直近の過去3年間の平均採用数まで復元できる激変緩和措置は引き続き設けられることとなっている。

激変緩和を縮小し、シーリングの効果が地方の医師少数県に及ぶよう、大都市部に対してしっかりとしたシーリングを実施すること。

さらに、産科や外科などについては、それらの診療科の医師数自体が減少していることなどから、現在シーリングの対象外となっているが、本県など医師少数県においては、それらの診療科の医師不足がより深刻な状況であることから、それらもシーリングの対象とすること。

加えて、シーリング制度において、専門研修の質の向上に資する指導体制の構築及び指導医に対するニーズの高い地域への指導医の派遣を評価する仕組みが設けられたが、これまでの派遣実績に基づく評価となっているため、医師少数県への新たな派遣を高く評価するなど、都市部から地方への指導医派遣が促進される実効性のある仕組みを構築すること。

また、2040年の医療需要の変化を見据え、専門研修における医師の養成のあり方を検討することとされているが、地域の基幹的な病院で勤務するなど医師のキャリアにも配慮しつつ、専門医として全国どこでも通用する実力を付ける研鑽の場として、地方で一定期間勤務する仕組みの創設を検討すること。

○ 医師少数区域等への医師の勤務促進

都道府県ごとに保険診療が可能な保険医の定数を定めたり、診療報酬上配慮するなど、医師少数区域等での勤務促進策を講じること。

また、医師少数区域等での若手医師の勤務を促進するため、大都市圏など医師多数県等と医師少数県が連携の上、臨床研修及び専門研修のプログラムを構築・運用等する際に必要な支援を行うこと。

○ 医師の働き方改革と医師確保・偏在対策の一体的な推進

時間外労働の規制の取組だけでは、医師不足地域における医療提供体制に多大な影響を与えることが想定されるほか、地域医療の観点から必須とされる機能を果たすため、やむなく長時間労働が必要となる地域医療確保暫定特例水準の対象医療機関に指定されることにより、医師確保が困難になるおそれがあることから、医師の働き方改革の推進に当たっては、地域における医師確保・偏在対策と一体的に進めること。

また、医師の働き方改革の推進には、多職種によるチーム医療が重要であることから、これらの役割を中心的に担う看護職員の確保・定着や専門性の向上に向けて、自治体が行き組む施策への財政支援を拡充するとともに、看護職員の一層の処遇改善を図ること。

○ 学校医・産業医の確保支援

本県においては、学校における保健管理等を担う学校医や企業等の従業員の健康管理に携わる産業医の確保が課題となっていることから、国として担い手不足の解消に向け支援を検討すること。

2 医師少数県における医師確保対策等への強力な財政支援

○ 医師少数県に配慮した財政支援

地域医療介護総合確保基金（医療分）の国補助分については、医師少数県等へ重点的に配分するとの方針が示されているが、大学への地域枠設置と卒業後の離脱回避のための実績を評価するなど、客観的な基準を示し、重点的な配分を確実に行うこと。

併せて、地域医療介護総合確保基金（医療分）の都道府県負担分に対し人口に応じ措置されている普通交付税についても、同基金の国補助分の配分方針を踏まえ、医師不足が顕著な県に重点的に配分すること。

加えて、医師偏在の是正に資する修学資金等に係る特別交付税について、一層の財政措置を講じること。

○ 市町村における独自の医師確保の取組に対する財政支援

医師不足が深刻な医師少数区域などの市町村における独自の医師確保の取組等に対し、特別交付税による財源措置などを講じること。

○ 地域医療構想推進と一体的に進める医師確保への支援の拡充

地域医療構想に沿って中核病院の集約・機能強化や、地域包括ケアシステムを支える医療機能の充実を推進する必要があるが、こうした医療提供体制を将来にわたって持続的で質の高いものとするためには、医療人材の育成・確保が不可欠である。

このため、本県では、臨床研修病院が魅力向上や研修環境整備に尽力するとともに、二次医療圏単位で圏域内の各医療機関等が一体となって専門研修プログラムを新設するなどの取組を進めているが、指導医の確保等のソフト面に加え、研修医室の確保などハード面の制約が課題となっている。

このため、現在、地域医療介護総合確保基金の区分Ⅳで対象外となっている施設・設備整備について、重点医師偏在対策支援区域に選定された二次医療圏の医療機関におけ

る研修環境整備は活用可能とするなど見直しを行うこと。

(厚生労働省医政局)

(文部科学省初等中等教育局)

(文部科学省高等教育局)

(総務省自治財政局)

(財務省主計局)

持続可能な周産期医療の確保などに向けた 支援の充実について

分娩数が大きく減少し、医療の質の維持や医療従事者の確保が困難となる状況が生じてきており、持続可能な周産期医療体制の確保や、分娩取扱施設等へアクセスしやすい体制の構築に向けた支援を充実すること。

分娩数が大きく減少し、総合・地域周産期母子医療センターを含む分娩取扱施設を取り巻く外部環境は、厳しさを増しており、持続可能な周産期医療の確保が急務となってきている。

このため、医療圏ごとに安全・安心で質の高い周産期医療を提供できる施設を集約するとともに、市町村とも連携し、妊婦健診や産前・産後ケアなどは、できるだけ身近な医療機関や市町村が担うなど、全ての妊婦・子育て家庭が安心して妊娠・出産及び子育てができる環境整備に取り組んでいるところである。

少子化対策として、こうした地域で安心して妊娠・出産及び子育てができる環境整備等の取組に対し、国においては、以下の対策を講じることを要望する。

1 周産期医療体制の確保

○ 安心して妊娠・出産及び子育てができる体制の構築

- ・分娩取扱施設数が減少し、身近な医療機関において出産ができない地域については、これから出産を考えている若者から居住地として選ばれない可能性があり、当該地域の人口減少に拍車がかかると懸念される。
- ・そのため、国においては、地域で安心して妊娠・出産及

び子育てができる体制の構築について検討を行うこと。

○ 総合・地域周産期母子医療センターの財政支援拡充

- ・ 出生数の減少が進行する中であっても、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターは、母体搬送の受入れ、緊急帝王切開、NICU・MFICU の運営等を24 時間体制で担う必要があり、その維持には分娩件数に比例しない固定的経費を要する。
- ・ 特に、豪雪地帯及び特別豪雪地帯に所在する周産期母子医療センターにおいては、冬季における搬送動線の確保、除排雪及び施設アクセス維持に追加的かつ恒常的な経費が発生しているが、これらは補助基準額上、寒冷地特有の負担として明示的に評価されておらず、近年の物価高騰、人件費上昇及び委託費の上昇は、こうした負担にも重くのしかかっている。
- ・ このため、国においては、周産期母子医療センター運営事業について、豪雪地帯及び特別豪雪地帯に所在する施設に対し、冬季特有の経費を対象とする寒冷地加算を補助基準額上明示的に設けるとともに、分娩件数が減少する中であっても地域に不可欠な周産期母子医療センターについては、補助基準額を引き上げるなど、周産期母子医療センターの維持に必要な人件費や設備維持費等の経費を保障するよう、制度の拡充を図ること。

○ 産科医の確保

- ・ 産婦人科や外科等、現在シーリング対象外の診療科について、医師が都市部に集中する傾向にあることから、偏在の是正に向けた今後の方向性を早期に検討し、これらの診療科についてもシーリングを設定するなど、都市部への集中を是正する対策を速やかに行うこと。
- ・ 県内の分娩取扱施設では、産科医等の処遇改善のため、分娩取扱件数に応じて手当を支給し、県としても地域医療介護総合確保基金を活用し当該手当の一部を補助しているところであるが、産科医確保のため補助基準額以上

に支給している施設もあることから、補助基準額を引き上げること。

○ 助産師の確保・育成

・ 地域で活動する助産師のための研修制度の構築

分娩数の減少や、看護師不足による一般病棟への配置等により、助産師としての知識・技術向上の機会が減少している中で、安全・安心な周産期医療を確保するため、県では、助産師会と連携し、病院・診療所等の施設を越えて分娩に関する知識・技術の向上に向けた研修会を実施することとしており、国においても、地域における助産師の研修制度構築に対する支援を検討すること。

- ・ 助産師の確保に向けて、分娩数の減少等に鑑み、助産師養成課程における実習要件の弾力化等について、検討を行うこと。

2 分娩取扱施設等へアクセスしやすい体制の構築

○ 妊産婦アクセス支援に対する財政措置

- ・ 分娩取扱施設の減少・集約化に伴い、遠方の分娩取扱施設への妊婦健診や出産時、産後健診の心理的・経済的な負担が大きく、妊娠・出産を控える傾向が生じやすくなっている。

- ・ 国においては、令和6年度予算で「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援」を創設し、さらに、「妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援」が創設されたが、最寄りの産科医療機関までの移動に概ね60分以上を要する妊婦に限られている。

- ・ 豪雪地帯や中山間地域、離島などを抱える本県においては、移動に要する所要時間が60分未満であっても、積雪の影響により本来の所要時間以上の移動時間が発生するのみならず、雪道を運転する際の心理的・肉体的負荷の増加や、事故リスクの上昇等が生じることなどから、

より妊産婦に寄り添った支援を行うため、県独自の支援策として、令和8年度から、交通費等の経済的支援の対象を全ての妊産婦に拡大したが、国においては、通院時間の要件を緩和し、地域の実情に応じた都道府県への財政支援を行うこと。

- 小児難病患者等のアクセス支援に対する財政措置
 - ・ 小児慢性特定疾病や育成医療の小児難病患者等は、対象となる疾患に対して、専門的な手術・治療が可能な医師、設備を有する医療施設が限られているため、大学病院など遠方の医療機関への通院・入院をせざるを得ず、交通費に係る経済的な負担が大きい。
 - ・ 当県ではこうした状況を踏まえ、令和8年度から、遠方の医療機関に通院する難病等の子どもの保護者に対し、市町村が交通費を助成する場合の支援を開始したところである。
 - ・ 国においても、現行の妊産婦等アクセス支援事業の対象に、小児難病患者等の通院に係る交通費を追加するなど、制度の拡充を図ること。

(厚生労働省医政局)

(厚生労働省健康・生活衛生局)

(こども家庭庁成育局)

持続可能な水田農業の実現による食料安全保障の確保について

持続可能な水田農業を展開できるよう水田政策の見直しにおいては、食料・農業・農村基本法の基本理念である食料安全保障の確保、農業の持続的な発展のため、米の安定供給と適正な価格形成が可能となる環境整備や水田農業経営全体で所得が確保できる新たな仕組みの構築、担い手の効率的な生産体制の構築等を実現すること。

食料・農業・農村基本計画においては、食料安全保障の確保に向け、2030年産米の生産量を818万トンまで拡大するとしている一方、2025年農林業センサスによれば、農業者の減少・高齢化の進行及び農地の減少が続いている。

こうした状況に加え、気候変動による異常気象の常態化や一昨年来の米の品薄・価格高騰等を踏まえれば、国産米・穀物の確保、安定供給の重要性はますます高まっている。

また、国産米・穀物の確保、安定供給を図るためには、国内外の消費者のみならず食品製造業者等の需要に応じた生産を通じて価格を安定させるとともに、主食用米・非主食用米等を合わせた水田農業経営全体で所得が確保できる仕組みを構築する必要がある。

このため、今後の地域農業を担う農業者が、将来展望を持って持続可能な水田農業を展開できるよう、次のとおり要望する。

- 1 米の安定供給と適正な価格形成が可能となる環境整備
米は、我が国の主食であり、食料安全保障の確保の観点

から、国内外の需要に応じた米生産が着実に実施できるよう、取組検証やその結果を踏まえた見直しを継続的に行い、精緻な需給見通しを示すこと。

また、消費者が安心して購入でき、農業者が再生産可能となるよう、生産から流通、消費に至る各段階において適正な価格水準が形成される仕組みの実効性を確保するとともに、消費者や実需者への情報発信等により理解醸成を図ること。

2 食料安全保障確保交付金（仮称）の創設等

食料安全保障の確保の観点から、農業者が意欲を持って、国内外や食品産業のニーズにしっかりと応えられる多様な米や畑作物の生産に取り組み、生産性の向上が図られるとともに、全国一律ではなく、地域の実情を踏まえた支援単価の設定により、主食用米以外の生産においても主食用米と遜色のない所得が確保できる新たな制度を創設すること。

あわせて、地域で助成内容を設定できる産地交付金については、地域の特色のある魅力的な産地づくりに向けた取組を効果的に推進するため、支援を充実・強化すること。

3 地域計画に位置付けられた担い手の経営発展

○ 地域計画に位置付けられた担い手の農業経営の安定化や、将来にわたり安定的に農産物が供給できる効率的な生産体制の構築等を進め、生産性・収益性の向上を図るため、農地の集約化については、地域内の関係者が多いことや市町村のマンパワー不足などにより協議・合意形成が進まない地域があることから、これらの課題を踏まえて農地集約化促進事業の要件等を見直しを行うとともに、スマート農業技術等の活用など生産コスト低減に向けた取組を強力に支援すること。

○ 持続可能な水田農業を展開するため、特に我が国の主

食である米のセーフティネットについては、食料システム法に基づくコスト指標を活用するなど、生産コストの上昇や気候変動等に伴うやむを得ない等級低下等にも幅広く対応し、再生産可能な水準で補償できる仕組みを構築すること。

4 輸出拡大による米の供給力向上

日本産米市場の拡大に向けた取組等を強化するとともに、産地が取り組む海外市場のニーズに即した米の生産や、地元港を活用した新たな流通ルートの構築等を支援すること。

5 新たな水田施策の十分な周知

令和9年度から根本的に見直すこととしている水田施策については、農業者や関係機関等の理解を促すため、十分な周知期間を設けるとともに、丁寧な説明を行うこと。

(農林水産省大臣官房)
(農林水産省輸出・国際局)
(農林水産省農産局)
(農林水産省畜産局)
(農林水産省経営局)

柏崎刈羽原子力発電所における安全対策
の徹底及び実効性のある原子力防災対策の
構築等

令和8年4月16日、約14年ぶりに柏崎刈羽原子力発電所6号機が営業運転を開始しました。

しかしながら、同発電所の安全対策や万一の事故に備えた防災対策に対する県民の理解は未だ十分とは言えず、今もなお多くの県民が東京電力による運転について不安を抱えています。

そのため、今後、東京電力の信頼性の確保や、安全対策の徹底及び防災対策の実効性の向上を図るとともに、これらの取組に対する県民の理解が進むよう、令和7年12月に本県が確認した下記7項目について、国策として原子力発電を進めてきた国の責任において、確実に対応することを改めて求めます。

また、取組の進捗状況を年1回以上、文書により本県と共有することを求めます。

加えて、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」は、令和8年4月23日付内閣府通知により、立地地域の指定範囲はUPZの市町村まで拡大されたものの、財政上の特例措置が適用される特定事業の対象は、限定されています。

一方、近年、気候変動の影響が顕在化し、豪雨災害発生時期の長期化に伴い、地震との複合災害発生リスクが高まっています。そのため、災害等の自然環境や社会情勢が変化する状況下においても地域が持続的に維持・発展するよう、国として対応することを求めます。

- 1 原子力発電の必要性と発電所の安全性について、これまで国等が行ってきた取組が県民に十分理解されていないことから、今後も分かりやすい説明を丁寧に行い、県民に伝わるよう努めること。
- 2 原子力発電所の安全性の向上に不断に取り組み、新たな知見が得られた場合には、速やかに安全性を再確認すること。
- 3 緊急時の対応について、住民が避難時の行動を理解し円滑・確実に避難できるよう、県及び市町村とともに県民への周知・理解促進に努めること。
また民間事業者と実動組織との連携を通常から図ること。
- 4 原子力関係閣僚会議で示された「避難路の整備促進」「除排雪体制の強化」「屋内退避施設の集中整備の促進」について、迅速かつ集中的に整備すること。UPZ自治体による避難路整備要望に対し、早期に方針を決定し、整備に取り組むこと。
- 5 原子力発電所への武力攻撃等対策や使用済み核燃料の処分、原子力災害発生時の風評被害対策と十分な損害賠償など多くの県民が懸念を抱いている課題に対し、国が責任をもって取り組むこと。
- 6 東京電力の信頼性の確保に向け、内閣官房副長官をトップとする「監視強化チーム」を設置することが決定されたが、実効性のある活動となるよう取り組み、その活動状況を県民に周知すること。
- 7 原子力災害対策重点区域の一部にのみ電源立地地域対策交付金が交付されている不合理な現状を是正するため、電源三法交付金の見直しの検討を早期に進めること。
- 8 現行の「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」は、原子力発電施設等周辺地域の振興を目的に、防災に配慮しつつ、

生活環境や産業基盤の整備に係る特別措置を講ずることとしている。一方、立地地域の指定範囲はUPZの市町村まで拡大されたものの、財政上の特例措置が適用される特定事業の対象は、原子力災害発生時の円滑な避難や緊急輸送の確保に必要な道路事業等に限定されている。

近年、気候変動の影響が顕在化し、豪雨災害発生時期の長期化に伴い、地震との複合災害発生リスクが高まっている。避難や緊急輸送の確実性を向上させ、住民生活の安全を確保するため、特定事業の対象を河川整備、砂防事業等に拡充するとともに、新たに必要となる財源を確保すること。

また、原子力発電施設等立地地域では農村地域の人口減少が進み、地域の維持が困難となるおそれがあることから、地域の持続的な発展が図られるよう、農業農村整備事業等の産業基盤整備をはじめ、振興計画に位置付けた事業の実施に必要な財源の確保と地方財政措置の充実・強化を図ること。

(経済産業省)

(原子力規制委員会)

(内閣府 (科学技術・イノベーション推進事務局、原子力政策担当室、
原子力防災担当))

(国土交通省)

(農林水産省)

(総務省)

(財務省)